

## 感染症の予防及びまん延防止のための指針

訪問看護ステーション右京医師会

### (目的)

第1 この指針は、一般社団法人右京医師会（以下「右京医師会」という。）が運営する訪問看護ステーションにおいて、感染症の予防及びまん延防止のための必要な措置を講じる体制を整備することにより、利用者及び職員の安全を確保することを目的とする。

### (感染対策委員会その他事業所内の組織に関する事項)

第2 事業所内に感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会の運営責任者（以下「運営責任者」という。）は右京医師会の訪問看護・居宅介護支援運営委員会担当理事とする。また訪問看護事業の管理者を、感染対策に関する措置を適切に実施する担当者（以下「担当者」という。）とする。

2 委員会の開催は訪問看護・居宅介護支援運営委員会と一体的に開催するものとし、おおむね6か月に1回以上定期的に開催し、検討結果を職員に対して周知する。

3 委員会で協議する議題については、以下の項目について担当者が定める。

- ①感染症の予防体制の確立に関すること。
- ②指針・マニュアル作成に関すること。
- ③職員を対象とした感染予防研修の実施に関すること。
- ④利用者の感染症等の既往の把握
- ⑤利用者・職員の健康状態の把握
- ⑥感染症発生時の対応と報告
- ⑦感染症対策実施状況の把握と評価
- ⑧感染症発生時を想定した訓練（シミュレーション）の実施

### (感染症対策のための職員研修に関する基本方針)

第3 職員に対する感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの遂行を目的とした研修を行う。

2 研修は年1回以上実施する。また新規採用時には必ず感染症対策の基礎に関する研修を実施する。

### (平常時の対応)

第4 平常時においては、以下の取り組みを行う。

- ①事業所内の清掃の実施

- ②手指衛生（手洗いと手指消毒）の実施
- ③標準予防策（スタンダードプリコーション）の実施
- ④職員の健康状態の確認

（感染症発生時の対応）

第5 感染症が発生した場合、以下の手順で対応する。

- ①感染症発生状況の把握
- ②感染症の拡大防止に努める。
- ③医療機関や保健所等の関係機関との連携
- ④行政機関への報告
- ⑤標準予防策と感染経路別予防策の実施や清掃の実施

（利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項）

第6 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また右京医師会のホームページにおいていつでも閲覧可能な状態とする。

（感染症の予防及びまん延防止のための指針の変更等）

第7 この指針に定めるものの他、感染症の予防及びまん延防止に関する重要事項及び感染症の予防及びまん延防止のための指針の変更については、訪問看護・居宅介護支援運営委員会で定めるものとする。

（附則）

- 1 この指針は令和6年3月26日から施行する。